

## 郡山市セーフコミュニティ活動推進表彰事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内においてけがや事故を予防する活動を行い、安全で安心なまちづくりに先導的な役割を果たしていると認められる個人又は団体若しくは事業者（以下「団体等」という。）を表彰することにより、今後のセーフコミュニティ活動の一層の普及及び拡大を図るとともに、安全にかつ安心して暮らすことができるまちづくりの推進に寄与することを目的として実施する郡山市セーフコミュニティ活動推進表彰事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰対象者)

第2条 表彰の対象となる者は、市内においてけがや事故を予防する活動をしている団体等とする。

(表彰対象活動)

第3条 表彰の対象となる活動は、別表に定めるとおりとする。この場合において、政治、宗教又は営利を目的とする活動は、表彰の対象から除くものとする。

(表彰対象者の推薦)

第4条 市長は、前条の活動を行っていると思われる団体等について、公募の方法による推薦若しくは申込み又は各部局長、各行政センター所長若しくは各公民館長からの推薦を受けるものとする。

2 前項の推薦又は申込みは、郡山市セーフコミュニティ活動推進表彰事業推薦・申込書（別記様式）による。

(審査及び決定)

第5条 市長は、前条の規定により推薦又は申込みのあった団体等の活動について、郡山市セーフコミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）に意見を求めるものとする。

2 協議会は、前項の求めに応じ、委員会を開催し、前条の規定により推薦又は申込みのあった団体等の活動について、公益性、協働性、継続性、発信性及び発展性並びに成果及び波及効果について審査を行い、その結果を市長に報告するものとする。

3 市長は、前項の規定による報告を参考とし、表彰する者（以下「被表彰者」という。）を決定するものとする。

(表彰)

第6条 市長は、前条により決定した被表彰者に対し、セーフコミュニティ賞として表彰を行うものとする。

2 前項に規定する表彰は、表彰状等を授与することにより行うものとする。

3 表彰は、市長が定める日に行うものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月14日から施行する。

別表（第3条関係）

活動分野	具体的な対象活動の例
(1) 交通安全に資する活動	交通事故防止に取り組む活動
(2) こどもの安全に資する活動	こどもの虐待防止、こどもを犯罪から守る活動及び家の中でのけがや事故の防止に取り組む活動
(3) 高齢者の安全に資する活動	介護予防教室の普及・拡大、高齢者の虐待防止及び住宅内でのけがや事故防止の啓発に取り組む活動
(4) 自殺予防に資する活動	自殺に対する知識の学びを広げる活動、自殺予防に関する理解・関心を高めるための活動及び相談窓口の周知に取り組む活動
(5) 防犯に資する活動	違法客引き行為防止及び犯罪防止に取り組む活動
(6) 防災に資する活動	火災予防、地域防災活動、農作業時のけがや事故の予防活動及び労働環境の安全等に取り組む活動
(7) 上記以外	スポーツ時のけがや事故の予防活動等

別記様式（第4条関係）

郡山市セーフコミュニティ活動推進表彰事業推薦・申込書

年 月 日

郡山市長

推薦者・申込者	住所又は所在地 氏名又は団体名 及び代表者氏名 電話番号
---------	---------------------------------------

郡山市セーフコミュニティ活動推進表彰事業実施要綱第4条の規定により、下記のとおり推薦・申込みをします。

記

- 1 被推薦者・申込者      住所又は所在地  
  
氏名又は団体名  
  
及び代表者氏名
- 2 活動内容                      別紙推薦・申込説明書のとおり
- 3 参考資料  
    ※活動の内容が分かる写真、会報・総会資料・取り上げられた新聞記事等

(別紙1)

推薦・申込説明書(個人)

推薦者	
-----	--

氏名・ 生年月日	( . . )	住所・ 電話番号	( ) -
職業・ 勤務先		所属・ 団体等	

活動内容

活動の名称			
具体的な 活動の 内容・特徴			
公益性			
協働性			
継続性			
発信性及び 発展性			
成果及び 波及効果			
活動歴	年から	表彰歴	・有 年 ( ) ・無

